

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daiyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2021年 2月22日(月)

今週のこトバ

給料のデジタル払い

労働者に対する給与の支払い方法は原則、現金又は銀行口座振込とされているが、政府はスマホの決済アプリなどに直接入金するデジタル払いを認める方向で議論。

今週のこよみ

ご自分の予定を確認して下さい

2/22(月) 大安

23(火) 赤口 天皇誕生日(61歳)、税理士記念日

24(水) 先勝 IOC理事会

25(木) 友引 EU首脳会議

26(金) 先負 サッカー・Jリーグ開幕

27(土) 仏滅

28(日) 大安

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
2/15(月)	30,084 △564	105.17 ▼0.25
16(火)	30,468 △384	105.48 ▼0.31
17(水)	30,292 ▼176	106.02 ▼0.54
18(木)	30,236 ▼56	105.81 △0.21
19(金)	30,018 ▼218	105.59 △0.22

緊急事態宣言の影響を受けた事業者の一時金

本年1月に発令された緊急事態宣言による飲食店の時短営業又は外出自粛等の影響を受けて、売上が大幅に減少した中小法人・個人事業者等に対して「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」の給付が実施されます(申請は3月初旬開始予定)。

◆一時支援金の概要

◎給付対象者……①緊急事態宣言の対象地域(以下、宣言地域)において時短営業を行う飲食店と直接・間接の取引がある、又は②宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛により直接的な影響を受けた中小法人・個人事業者等で、本年1～3月のいずれかの月の売上が前年比又は前々年比で50%以上減少している場合が対象となります(要件を満たす事業者であれば業種や所在地を問わず対象)。

◎給付額……法人は60万円、個人事業者等は30万円を上限として、【前年又は前々年の1～3月の合計売上-本年の対象月(50%以上減少の月)の売上×3】で算出した金額となります。

◎事前確認・申請手続……申請予定の事業者は申請前に、事務局が募集・指定した登録確認機関による事前確認(必要書類の有無や宣誓内容に関する質疑応答等)を受けた上で、申請用のWEBページからオンラインで申請します。なお、今月中に登録確認機関での確認受付を開始し、3月初旬に申請受付を開始する予定です。

◎必要書類……令和元年及び2年の確定申告書、令和3年の対象月の売上台帳、通帳の写し等が申請に必要となる予定です。また、申請時の提出は不要ですが、飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を示す証拠書類の保存が必要となります。

■この記事の詳細は、情報BOX201507

雇調金特例措置に関する今後の取扱い

雇用調整助成金の特例措置は、緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで現行措置(日額上限1万5千円、中小企業や一定の大企業の助成率を最大10/10)を継続することになっており、現時点では4月末まで継続される予定です。

その後は、雇用情勢が大きく悪化しない限り段階的に縮減され、宣言解除月の翌々月から2ヵ月間(現時点では5～6月)における原則的な措置は、助成額の日額上限を1人あたり13500円、中小企業の助成率を最大9/10などに縮減するとともに、感染拡大地域・特に業況が厳しい企業に対する特例(上限1万5千円、最大10/10)が設けられます。

提出した確定申告書等に誤りがあった場合

提出した確定申告書等の内容に誤りがあった場合に、申告期限内(令和3年4月15日)であれば最後に提出された申告書が取り扱われるため、訂正した申告書を期限内に再提出します。

期限後に誤りに気づき、納付する税額を多く申告していた場合や還付される金額を少なく申告していた場合は「更正の請求」を行うことで納め過ぎの税金が還付されます。また、納付する税額を少なく申告していた場合は「修正申告」を行い、不足分の税額を延滞税と併せて納付します。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」の概要

◆概要

令和3年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が大きく減少した中小法人・個人事業者等に対して、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」の給付を実施します。

※給付要件等は、変更になる可能性があります。

◆給付対象者

緊急事態宣言に伴う「飲食店時短営業又は外出自粛等の影響※」を受けたことにより、「令和3年1月～3月のいずれかの月の売上が前年又は前々年の同月比で50%以上減少」した事業者が対象となります。

なお、要件を満たす事業者であれば、業種や所在地を問わず給付対象となります。

※「飲食店時短営業又は外出自粛等の影響」とは、宣言地域において時短営業を行う飲食店と直接・間接の取引があること、又は、宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛により直接的な影響を受けたことを指します。

※飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を示す証拠書類の保存が必要です（申請時に提出は不要ですが、求められた場合は提出します）。

※都道府県知事から時短営業の要請を受けている飲食店は一時支援金の対象外です。

◆給付額

給付額は以下の計算方法で算出し、中小法人等は60万円、個人事業者等は30万円を上限とし給付します。なお、給付は店舗単位ではなく、事業者単位の給付です。

◎計算方法

【（前年又は前々年の1月～3月の売上合計）－（令和3年の対象月※の売上×3）】

※対象月は1月～3月から任意に選択した月

◆申請前の事前確認

不正受給や誤って受給してしまうことへの対応として、申請予定の事業者が、事業を実施しているのか、一時支援金の給付対象等を正しく理解しているか等を事前確認します。

具体的には、事務局が募集・登録した「登録確認機関」によって、テレビ会議又は対面で「帳簿等の事務局が定めた書類の有無」や「宣誓内容に関する質疑応答」等の形式的な確認を行います（宣誓内容が正しいかなど、申請者が給付対象であるかどうかまで判断しない）。

申請予定の事業者は、必要書類（確定申告書や売上台帳、宣誓・同意書など）を準備し、申請前に登録確認機関による事前確認を受けます。

※登録確認機関による事前確認の受付は2月中に開始予定。

※登録確認機関は、認定経営革新等支援機関、同機関に準ずる機関、その他特定の機関・有資格者から募集し、登録を認めた機関については2月下旬以降に順次公表予定。

◆申請方法

登録確認機関による事前確認を受けて、事業の実施や一時支援金の給付対象等の正しい理解が確認された場合には、事務局が設置する申請用のWEBページからオンライン申請できます。

※申請受付は3月初旬に開始予定。

◎申請方法

1. 事務局が設置するWEBページにてアカウント登録
2. 申請に関わる基本情報を記載の上で、必要書類を添付し申請

※本人による申請が必要であり、代理申請は認められません。

※オンライン申請が困難な方向けに申請内容の入力のサポートを実施予定。

◎必要書類

- ・令和元年年及び令和2年の確定申告書
- ・令和3年の対象月の売上台帳
- ・宣誓・同意書
- ・本人確認書類（個人事業者等の場合）
- ・通帳の写し など

◆特例申請

通常の給付要件では受給が難しい事業者向けに特例が講じられる予定です。

※主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した事業者、新規開業した事業者、罹災した事業者、売上に季節性のある事業者、NPO法人、公益法人など。